

令和 2 年第 2 回神奈川県議会定例会議案

(予算 その 2)

目 次		
議 案 番 号	件 名	ページ
定県第 55 号議案	令和 2 年度神奈川県一般会計補正予算 (第 4 号)	1
	第 1 表 歳入歳出予算補正	2
	第 2 表 債務負担行為追加	4
	第 3 表 地方債変更	5
定県第 56 号議案	同 年度神奈川県 県営住宅事業会計補正予算 (第 1 号)	7

令和 2 年度神奈川県一般会計補正予算（第 4 号）

令和 2 年度神奈川県一般会計の補正予算（第 4 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ14億 323 万 1 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 兆 9,732 億 4,460 万 1 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第 2 条 債務負担行為の追加は、「第 2 表 債務負担行為追加」による。

（地方債の補正）

第 3 条 地方債の変更は、「第 3 表 地方債変更」による。

令和 2 年 6 月 11 日 提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
8 国庫支出金		172,808,858 ^{千円}	655,023 ^{千円}	173,463,881 ^{千円}
	2 国庫補助金	113,464,829	655,023	114,119,852
11 繰入金		70,611,743	53,732	70,665,475
	2 基金繰入金	69,569,366	53,732	69,623,098
13 諸収入		24,282,488	675,476	24,957,964
	12 雑収入	1,930,730	675,476	2,606,206
14 県債		183,590,000	19,000	183,609,000
	1 県債	183,590,000	19,000	183,609,000
歳入合計		1,971,841,370	1,403,231	1,973,244,601

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総 務 費		356,958,105 ^{千円}	675,476 ^{千円}	357,633,581 ^{千円}
	10 スポーツ費	4,772,032	675,476	5,447,508
7 農 林 水 産 業 費		15,386,470	10,000	15,396,470
	2 畜 産 業 費	431,054	10,000	441,054
9 土 木 費		105,612,609	72,000	105,684,609
	4 砂 防 費	6,504,715	72,000	6,576,715
12 災 害 復 旧 費		1,540,000	645,755	2,185,755
	1 農 林 水 産 施 設 災 害 復 旧 費	520,000	645,755	1,165,755
歳 出 合 計		1,971,841,370	1,403,231	1,973,244,601

第2表 債務負担行為追加

事 項	期 間	限 度 額
相模湖交流センター指定管理費	令和2年度から 令和7年度まで	千円 423,000
地球市民かながわプラザ 指 定 管 理 費	令和2年度から 令和7年度まで	1,470,245
県民ホール及び音楽堂 指 定 管 理 費	令和2年度から 令和7年度まで	7,530,000
神奈川近代文学館指定管理費	令和2年度から 令和7年度まで	2,050,215
湘南港既存艇移動事業費	令和2年度から 令和3年度まで	1,068,006
21世紀の森指定管理費	令和2年度から 令和7年度まで	166,355
本港特別泊地等指定管理費	令和2年度から 令和7年度まで	22,500
宮川特別泊地等指定管理費	令和2年度から 令和7年度まで	52,265
ライトセンター指定管理費	令和2年度から 令和7年度まで	1,529,880
聴覚障害者福祉センター 指 定 管 理 費	令和2年度から 令和7年度まで	791,650
三浦しらとり園 指 定 管 理 費	令和2年度から 令和4年度まで	1,209,232
足柄ふれあいの村指定管理費	令和2年度から 令和7年度まで	528,510
愛川ふれあいの村指定管理費	令和2年度から 令和7年度まで	482,925

第 3 表 地方債変更

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利率	償還の方法	限 度 額	起債の方法	利率	償還の方法
(災害復旧債) 農林水産施設 災害復旧費	千円 234,000	借入先 財務省、 銀行又は その他 借入方法 債券発行 (他の地 方公共団 体との共 同発行を 含む。)又 は普通貸 借の方法 による。 債券発行 の場合に おける発 行価格に ついては、 知事が定 める。 借入時期 令和 2 年 度。ただ し、事業 その他の 都合によ り、その 一部又は 全部を翌 年度に繰 り延べ起 債するこ とができる。 その他 経済界そ の他の状 況により 長期債の 借り入れ が適当で ないと認 めるとき は、知事 が適宜償 還期間を 定め、長 期債を償 還財源と する短期 債をもっ て一時本	年 5.0% 以内。 ただ し、利 率見直 し方式 で借り 入れる 公的資 金につ いて、 利率の 見直し を行った 後にお いては、 当該見 直し後 の利率 とする。	償還期間 据置期間 を含め60 年以内。 ただし、 財政の都 合により 償還年限 を短縮し、 繰り上げ し、又は 低利債に 借り替え ることが できる。 償還財源 一般歳入 又はその 他	千円 253,000	借入先 財務省、 銀行又は その他 借入方法 債券発行 (他の地 方公共団 体との共 同発行を 含む。)又 は普通貸 借の方法 による。 債券発行 の場合に おける発 行価格に ついては、 知事が定 める。 借入時期 令和 2 年 度。ただ し、事業 その他の 都合によ り、その 一部又は 全部を翌 年度に繰 り延べ起 債するこ とができる。 その他 経済界そ の他の状 況により 長期債の 借り入れ が適当で ないと認 めるとき は、知事 が適宜償 還期間を 定め、長 期債を償 還財源と する短期 債をもっ て一時本	年 5.0% 以内。 ただ し、利 率見直 し方式 で借り 入れる 公的資 金につ いて、 利率の 見直し を行った 後にお いては、 当該見 直し後 の利率 とする。	償還期間 据置期間 を含め60 年以内。 ただし、 財政の都 合により 償還年限 を短縮し、 繰り上げ し、又は 低利債に 借り替え ることが できる。 償還財源 一般歳入 又はその 他

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利率	償還の方法	限 度 額	起債の方法	利率	償還の方法
	千円	起債にかえることができる。この場合長期債の借入時期は、短期債の償還終期まで延長する。			千円	起債にかえることができる。この場合長期債の借入時期は、短期債の償還終期まで延長する。		
合 計	183,590,000				183,609,000			

令和 2 年度神奈川県県営住宅事業会計 補正予算（第 1 号）

令和 2 年度神奈川県県営住宅事業会計の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 5 億 6,362 万 7 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 205 億 1,587 万 3 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第 2 条 地方債の変更は、「第 2 表 地方債変更」による。

令和 2 年 6 月 11 日 提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 県営住宅事業収入		千円 19,952,246	千円 563,627	千円 20,515,873
	4 国庫支出金	1,447,957	253,627	1,701,584
	9 県 債	1,557,000	310,000	1,867,000
歳 入 合 計		19,952,246	563,627	20,515,873

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 県営住宅事業費		千円 19,952,246	千円 563,627	千円 20,515,873
	1 住 宅 費	10,575,422	563,627	11,139,049
歳 出 合 計		19,952,246	563,627	20,515,873

第 2 表 地方債変更

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利率	償還の方法	限 度 額	起債の方法	利率	償還の方法
(土木債) 県 営 住 宅 整 備 事 業 費	千円 1,557,000	借入先 財務省、 銀行又は その他 借入方法 債券発行 (他の地 方公共団 体との共 同発行を 含む。)又 は普通貸 借の方法 による。 債券発行 の場合に おける発 行価格に ついては、 知事が定 める。 借入時期 令和 2 年 度。ただ し、事業 その他の 都合によ り、その 一部又は 全部を翌 年度に繰 り延べ起 債するこ とができ る。 その他 経済界そ の他の状 況により 長期債の 借り入れ が適当で ないと認 めるとき は、知事 が適宜償 還期間を 定め、長 期債を償 還財源と する短期 債をもっ て一時本	年 5.0% 以内。た だし、利 率見直し 方式で借 り入れる 公的資金 について 、利率の 見直しを 行った後 においては 、当該見 直し後の 利率とす る。	償還期間 据置期間 を含め60 年以内。 ただし、 財政の都 合により 償還年限 を短縮し 、又は低 利債に借 り替える ことができ る。 償還財源 繰入金又 はその他	千円 1,867,000	借入先 財務省、 銀行又は その他 借入方法 債券発行 (他の地 方公共団 体との共 同発行を 含む。)又 は普通貸 借の方法 による。 債券発行 の場合に おける発 行価格に ついては、 知事が定 める。 借入時期 令和 2 年 度。ただ し、事業 その他の 都合によ り、その 一部又は 全部を翌 年度に繰 り延べ起 債するこ とができ る。 その他 経済界そ の他の状 況により 長期債の 借り入れ が適当で ないと認 めるとき は、知事 が適宜償 還期間を 定め、長 期債を償 還財源と する短期 債をもっ て一時本	年 5.0% 以内。た だし、利 率見直し 方式で借 り入れる 公的資金 について 、利率の 見直しを 行った後 においては 、当該見 直し後の 利率とす る。	償還期間 据置期間 を含め60 年以内。 ただし、 財政の都 合により 償還年限 を短縮し 、又は低 利債に借 り替える ことができ る。 償還財源 繰入金又 はその他

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利率	償還の方法	限 度 額	起債の方法	利率	償還の方法
	千円	起債にかえることができる。この場合長期債の借入時期は、短期債の償還終期まで延長する。			千円	起債にかえることができる。この場合長期債の借入時期は、短期債の償還終期まで延長する。		